

2014年3月14日

「販売の用に供する添加物の表示について」への意見書

委員 立石幸一

1. JAS法での適用に向けて

- (1) 「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。」とされており、そもそも消費者が直接摂取することを想定していない。しかし、小型のスティックや小袋に入れた甘味料（例えば、サッカリン、アスパルテーム）は、「食品添加物」あるいは「食品添加物製剤」として販売されてきているものもある。
- (2) スクラロースが指定された際に、「砂糖代替食品」という食品枠が設けられ、他の甘味料もそのように変更された。従って、消費者が添加物を直接摂取するものは、食品として規制すべきと考える。最近では、クエン酸を飲まれる方もおられ、この場合は例えば、「酸味食品」のような食品を設けるべき。又、逆に、「食品扱い」として販売されているものも、食品衛生法第4条の規定に当てはまる場合、食品添加物として規制すべき。これに該当するものに、一部の糖アルコール、一部の加工澱粉、醗酵調味料（日持ち向上が目的）、一部の糖蜜（着色が目的）等が考えられる。
- (3) 添加物において、食品衛生法上、様々な過去からの通知が出されており、通知の統廃合が必要。

2. 食品表示基準における添加物の表示について

- (1) 海外製造された添加物が、輸入され小分け行為をもって、製造者として表示され販売されている実態がある。JAS法の加工食品品質表示基準においては、「バルクの状態で輸入されたものを国内で容器包装した製品は、輸入品とされる」との考え方が示されているが、同様の考え方を添加物にも適用して原産国名を記載することを義務づけるべきである。
- (2) 表示例で示された販売者名と製造所表記は、現時点では製造所固有記号の整理と一体でないと意味をなさない。
- (3) 業務用添加物の場合は、食品衛生法が適用されるが、海外製造の添加物について単体の場合は、輸入者と原産国が明らかであるが、製剤となった場合、国内製造となり、製剤の原料に海外産添加物を使用された場合、そのことが明らかにされない場合が多い。食品衛生法を強化して、原産地の情報開示を義務付けるべきである。

以上